（工事成績評定要領第６条関係）
（様式第３号）

工 事 成 績 採 点 表

土木・建築共通（請負額５百万円を超え５千万円以下）　　工事主管課　　課

工事名		請負額	円	工期	年 月 日から	検査年月日	年 月 日
請負者名		完成年月日	年 月 日		年 月 日まで	③専任・指定検査職員	

考査項目		①担当監督職員 氏名					②総括監督職員 氏名					氏名 氏名 ・・・・・・・・				
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		+1.5													
	Ⅱ．配置技術者	+3.0														
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		+1.5									+5				
	Ⅱ．工程管理	+1.0					+10									
	Ⅲ．安全対策	+2.0					+15									
	Ⅳ．対外関係	+2.0														
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	+2.0										+10				
	Ⅱ．品 質	+2.0										+15				
	Ⅲ．出来ばえ											+5				
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応※２	（最高１３点）		+13												
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫※３	（最高７点）		+7												
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						+10									
加減点合計 （１＋２＋３＋４＋５＋６）		+35.0 点					+35.0 点					+35.0 点				
評定点（６５点±加減点合計） ※１		① 100.0 点					② 100.0 点					③ 100.0 点				
7．評定点計		100 点														
8．法令遵守等 ※６							－ 点									
9．評定点合計 ※７		**優秀** 100 点 ○７．評定点計－８．法令遵守等														
所見 ※７		【担当監督職員】					【総括監督職員】					【専任・指定検査職員】				

※１　１～３の評定（６５点±加減点合計）　＋　４，５，６の評定　＝　評定点
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては担当監督職員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価するものとする。
※４　４，５，６は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※５　各考査項目毎の採点は、担当監督職員は別紙１－①～別紙１－⑤、総括監督職員は別紙２－①～別紙２－④、専任検査職員は別紙３－①～別紙３－③によるものとし、専任検査職員（完成）の評価に先立ち、担当監督職員・総括監督職員が記入する。
※６　法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。
※７　評定点合計は、四捨五入により整数とする。所見は必ず記入すること。

（様式第４号）工事成績評定要領第６条関係

細目別評定点採点表（共通）

（土木等は請負額に限度無、建築等は５千万以下に使用する）

工事名　　0

課　　年　　月　　日　作成

項　目	細　　別	①担当監督職員	②総括監督職員	③専任・指定検査職員	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	1.5 *0.4+2.6= 3.2 点			3.2 点 / 3.2点	100.00%
	Ⅱ．配置技術者	3.0 *0.4+2.6= 3.8 点			3.8 点 / 3.8点	100.00%
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	1.5 *0.4+2.6= 3.2 点		5.0 *0.4+6.5= 8.5 点	11.7 点 / 11.7点	100.00%
	Ⅱ．工程管理	1.0 *0.4+2.6= 3.0 点	10.0 *0.2+4.3= 6.3 点		9.3 点 / 9.3点	100.00%
	Ⅲ．安全対策	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点	15.0 *0.2+4.3= 7.3 点		10.7 点 / 10.7点	100.00%
	Ⅳ．対外関係	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点			3.4 点 / 3.4点	100.00%
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点		10.0 *0.4+6.5= 10.5 点	13.9 点 / 13.9点	100.00%
	Ⅱ．品　質	2.0 *0.4+2.6= 3.4 点		15.0 *0.4+6.5= 12.5 点	15.9 点 / 15.9点	100.00%
	Ⅲ．出来ばえ			5.0 *0.4+6.5= 8.5 点	8.5 点 / 8.5点	100.00%
４．工事特性	Ⅰ．工事特性	13.0 *0.4+2.6= 7.8 点			7.8 点 / 7.8点	100.00%
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	7.0 *0.4+2.6= 5.4 点			5.4 点 / 5.4点	100.00%
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		10.0 *0.2+4.4= 6.4 点		6.4 点 / 6.4点	100.00%
８．法令遵守等			0.0 *1.0= 0.0 点		0 点	
				評定点合計	100 点 / 100点	

※１　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※２　法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

工事主管課　⇒財政課

別紙－１①　　**（工事共通用500～5000万円以下）**　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		□ 施工体制が適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である
		「評価対象項目」 1 □ 作業分担の範囲が確認でき、現場とも一致している。 2 □ 工事実績情報制度（コリンズ）を理解しており、監督職員の確認を受けた上で、契約後１０日以内に登録している。 3 □ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 4 □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明しており、証紙配付状況が証紙購入状況報告書（写）及び実績報告書（写）で確認できる。 5 □ 建設業許可票、施工体系図、労災保険成立票、建退共シール、作業主任者一覧表、緊急時連絡表等が現場に掲示されている。 6 □ 施工体系図と現場施工体制が一致している。 7 □ 工事規模に応じた人員及び機械配置の施工となっている。 8 □ 緊急指示等に対する対応が速やかに行われた。 9 □ 「施工プロセスチェック」で、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 10 □ その他				□ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。
	Ⅱ．配置技術者	□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適切に配置されている	□ 他の事項に該当しない	□ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である
	（現場代理人	「評価対象項目」 11 □ 現場代理人として、工事全体の把握ができており、常に監督職員との協議に応じられる体制にある。 12 □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。 13 □ 工事内容を理解した上で、緊急時においては臨機の対応が執れる体制にある。 14 □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 15 □ 約款、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映した工事を行っている。 16 □ 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。 17 □ 作業環境、気象、地質条件等の困難な作業の克服（改善）に努めている。 18 □ 下請の施工体制、施工状況を把握しており、自社共に適時、適切に指導を行っている。 19 □ 必要な工事書類が整備されている。 20 □ 現場に応じた作業主任者を選任し、配置している。 21 □ 主任技術者（または監理技術者）、専門技術者を選任し、配置している。 22 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 23 □ その他				□ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 □ 専門技術者が配置されていない。

※１．左チェックボックスの緑色網掛けは、全ての工事でチェックをいれる。

別紙－１②③　　**（工事共通用500～5000万円以下）**工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表　　（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		□ 施工管理が適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である
		「評価対象項目」 24 □ 工事請負契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書の照査**を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 25 □ 施工計画書と現場**施工方法**が一致している。 26 □ 施工計画書と現場**施工体制**が一致している。 27 □ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 28 □ 工事材料の使用及び調達計画並びに管理が適切である。 29 □ 品質確保のための対策が執られている。 30 □ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 31 □ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 32 □ 現場での整理整頓が日常的に行われている。 33 □ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。 34 □ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 35 □ 工事作業マニュアル等が整備されている。 36 □ 工事記録の整備が適時、的確に行われている。 37 □ 建設廃棄物及びリサイクルに関する書類の整備が適切である。（ただし、産業廃棄物が発生した場合はチェックを入れる） 38 □ 工事全体で低騒音、排出ガス対策型機械を使用している。 39 □ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 40 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 41 □ その他			□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	
	Ⅱ．工程管理	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がほぼ適切である	□ 他の事項に該当しない	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である
		「評価対象項目」 42 □ フォローアップ等（見直し）を実施し、工程の管理を行っている。「請負者の責によって工期内に完成しない場合レ点しない。」 43 □ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程短縮を行った。 44 □ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 45 □ 作業員等の休日(代休）の確保に努めている。 46 □ 工程表の内容が詳細に検討されている。 47 □ 夜間や休日等の作業がなく、または少なく、工期前に完成した。 48 □ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて日常的に管理している。 49 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 50 □ その他			□ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	□ 請負者の責により工期内に完成させなかった。 （但し、改善指示による場合を除く）
	Ⅲ．安全対策	□ 安全対策を適切に行った	□ 安全対策をほぼ適切に行った	□ 他の事項に該当しない	□ 安全対策がやや不備であった	□ 安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 51 □ 安全衛生協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。 52 □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。 53 □ 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 54 □ 安全教育・訓練等を累計４時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。（＊３） 55 □ 安全巡視、ＴＢＭ（ツールボックスミーティング）、ＫＹ（危険予知活動）等を実施し、記録が整備されている。 56 □ 現場に応じた新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 57 □ 安全管理上、臨機の措置を執るなど企業努力が確認できる。 58 □ 過積載防止の指導または訓練等を行い、記録が整備されている。（該当がある場合はチェックを入れる） 59 □ 使用機械、車両等の点検整備を行い、また不正軽油使用防止対策等に努めていることが確認できる。（該当がある場合はチェックを入れる） 60 □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 61 □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 62 □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 63 □ 保安施設について、設置・点検がチェックリスト等を用いて実施されている。 64 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 65 □ その他			□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
	Ⅳ．対外関係	□ 対外関係が適切であった	□ 対外関係がほぼ適切であった	□ 他の事項に該当しない	□ 対外関係がやや不備であった	□ 対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 66 □ 工事施工にあたり、関係官公庁等と調整し、問題の発生がなかった。（該当がある場合はチェックを入れる） 67 □ 工事施工にあたり、地元との調整を行い、問題の発生がなかった。または少なかった。（該当がある場合はチェックを入れる） 68 □ 交通、振動、騒音等に関する要望に誠意をもって対応している。（該当がある場合はチェックを入れる） 69 □ 工事内容を周知徹底するなどの地元対策を実施し、問題の発生がなかった。または少なかった。（該当がある場合はチェックを入れる） 70 □ 近接工事との調整を行い、近接工事を含む工事全体が円滑に進捗した。（該当がある場合はチェックを入れる） 71 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。 72 □ その他			□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 □ 関係法令に違反する恐れがあったため、文書により指示を行った。	□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、中間検査等、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。
※３．**実質工期が２ヶ月未満**の工事については、**54安全教育・訓練等は実施しなくても良い**。

別紙－１④　　（工事共通用500～5000万円以下）　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	●土木、建築工事共通	「評価対象項目」 1 □ 出来形管理図または出来形管理表もしくは**完成図書等が適切に整備**されており、内容が確認できる。 2 □ 出来形の測定において、主要部の形状、寸法等及び**不可視部分の状況**が写真で的確に確認できる。 3 □ **自社独自の施工管理基準**等を設定し、適切に管理している。 4 □ **自社独自の写真管理基準**等を設定し、適切に管理している。 5 □ 出来形の**形状、寸法**が設計値（設計図書）を満足している。（**土木工事**） 6 □ 出来形の**性能、機能**が設計値（設計図書）を満足している。（**電気・機械設備**） 7 □ 出来形管理図、管理表または**完成図書等と現地の状況が概ね一致**している。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

※１．自社の管理基準とは、**埼玉県基準ではなく、県基準の数値を上回る基準を請負者自らが作成した場合**をいう。
※２．自社の基準があって、管理方法が適切である。また記録や撮影の方法に工夫が見られる場合は、左右のチェックボックスに✔を入れる。また適切でない。工夫が見られない場合は、✔を入れない。
※３．自社独自の基準がない場合は、管理方法が適切で、記録や撮影の方法に工夫が見られる場合であっても、左右のチェックボックスに✔を入れない。
※４．右ｄ欄の「監督職員が文書で改善指示を行った」の項目は、出来形管理書類と現場が一致せず、再提出を求める現場協議書を発行した場合をいう。
※５．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※６．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

注意　**撤去工事**（**アスベスト撤去**含む）については、左チェックボックスの１，５，６，７のチェックをはずして、採点しても良い。

別紙－１⑤　　**（工事共通用500～5000万円以下）**工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表　　（担当監督職員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理が適切である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理がほぼ適切である。	■ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。及び、他の項目に該当しない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。又は、品質がやや不備である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。又は、品質が不備である。
	総合	**●評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートを１つだけに記入すること。** ◉ 土木(農林等含) ○ 建築工事（新築） ○ 建築工事（改修） ○ 電気設備工事（建築） ○ 暖冷房衛生設備工事（建築） ●上記で選択されたシートが工事成績採点表に反映される。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d ●選択したシート以外のシートをチェックしても■となるので注意	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

別紙－１⑥ **（工事共通用500～5000万円以下）**

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。	■ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	土木(農林等含) ●建築工事は次ページ以降をチェック	●必ずチェックする。 ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがほとんどない。（特に優れている） ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（優れていないが良好である） ◉ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、**品質管理項目がない工事。** ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。（やや劣る） ○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、品質が劣る。（劣る） ※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 **困難な場合とは、資料の不足。資料の内容や試験項目に不明確な部分があるなどの場合をいう。**		●土木で複数選択した場合の工種名	□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

別紙－１⑦**(建築 新築工事用500～5000万円未満)**　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（新築）	「評価対象項目」 （躯体工事） 1 □ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 2 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 3 □ 材料の品質証明が適切である。 4 □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 5 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 6 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 （仕上工事） 7 □ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 8 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 9 □ 材料の品質証明が適切である。 10 □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 11 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

別紙－１⑧**(建築 改修工事用500～5000万円未満)**

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（担当監督職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（改修）	「評価対象項目」 1 □ 品質管理方法が明確である。 2 □ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 3 □ 材料の品質証明が適切である。 4 □ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 5 □ 品質・形状が適切で良好な施工である。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

注意　撤去工事（アスベスト撤去含む）については、１，２，４，５の左チェックボックスのチェックをはずして、採点しても良い。

別紙－１⑨　**（建築 電気設備用500～5000万円未満）**

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	電気設備工事（建築）	「評価対象項目」 （機材） 1 □ 機材の品質及び形状が、設計図書等（材料承諾書）に適合する証明書が整備されている。 2 □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 （施工） 3 □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 4 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 5 □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 6 □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 7 □ 不可視部分の写真記録が適切である。（該当がある場合はチェックを入れる）			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

別紙－１⑩ （**建築 暖冷房備用500～5000万円未満**）　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（担当監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	暖冷房衛生設備工事	「評価対象項目」 （機材） 1 □ 「 機材の品質及び形状が、設計図書等（材料承諾書）に適合する証明書が整備されている。 2 □ 「 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 （施工） 3 □ 「 品質計画による品質管理記録が整備されている。 4 □ 「 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 5 □ 「 施工完了時の試験及び記録が適切である。 6 □ 「 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 7 「 「 不可視部分の写真記録が適切である。（該当がある場合はチェックを入れる）			「 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	「 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

別紙－１⑪　（工事共通用500～5000万円以下）　# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（担当監督職員）

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．**工事特性**	Ⅰ．工事特性 キーワード評価 ●土木、建築工事共通	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、難度の高い工事として評価できる場合（**該当項目をチェック**） 切土・盛土工　15万m3＜Ｖ、延べ面積10,000m2以上の建物、地上9階以上又は高さ31m以上の建物、大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物 護岸・築堤高　10m＜Ｈ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　10m＜φ ダム用水門　設計水深＞25m 樋門・樋管　15m2＜Ａ 揚排水機場　2,000mm＜φ 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又はＡ＞50m2/門 地滑り防止工　100m＜Ｗ　又は150m＜Ｌ 浚渫工　100万m3＜Ｖ 流路工　500m3＜Ｑ 砂防ダム　30m＜Ｈ ダム高　150m＜Ｈ 転流トンネル　400m3/s＜Ｑ 橋梁下部工　高さ　30m＜Ｈ 橋梁上部工　最大支間長　100m＜Ｌ
		●構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由： ●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８． □ ９．その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（**該当項目をチェック**） 地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 供用中のトンネルの活線拡幅工事等。 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びＡ類に属する工事。 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。 建築工事で免震装置を設ける工事。 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事。 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事。 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事。 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ １２．河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ １３．雨・雪・風・気温等の影響 □ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ １５．その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（**該当項目をチェック**） 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 国立公園内での工事。または鳥獣類等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ ２１．現道場で交通規制に大きく影響する工事 □ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ ２３．その他 理由： ●施工現場での対応 □ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**） □ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ ２６．その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（**該当項目をチェック**） 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 市街地での夜間工事。 ＤＩＤ地区での工事。 供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（以下）での工事。 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事。 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事。（左欄のその他に理由を記入。） 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。（左欄のその他に理由を記入。） その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●その他 □ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ ２８．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】（**該当項目をチェック**） その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。（左欄のその他に理由を記入。） その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　**0点** ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は＋１３点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【工事特性のキーワードの詳細】

※１．工事特性とは、工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価するものである。なお、**評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。**
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

別紙－１⑫　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

●下記の該当項目をチェック

考査項目	細別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５．**創意工夫** 【軽微なもの】	Ⅰ．創意工夫 キーワード評価 ●土木、 建築工事共通	●準備・後片づけ関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．現地調査方法の工夫 □ ３．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□	□	□ □ □
		●施工関係 □ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ ５．コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫又は、リサイクルに対する積極的な取り組み □ ６．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ ７．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ ８．設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、接続等の工夫 □ １０．照明・視界確保等の工夫 □ １１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ １２．運搬車両・施工機械等の工夫 □ １３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ １４．施工管理及び品質向上等の工夫 □ １５．建築工事でプレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 □ １６．建築工事で改修工事における仮設備の工夫 □ １７．その他 理由：	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●品質関係 □ １８．集計ソフト等の活用と工夫 □ １９．土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ ２０．コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） □ ２１．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ ２２．配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ ２３．建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 □ ２４．建築関係で材料の検査試験に関する工夫 □ ２５．建築関係で施工の検査試験に関する工夫 □ ２６．建築関係で品質試験方法の工夫 □ ２７．その他 理由：		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
		●安全衛生関係 □ ２８．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ ２９．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ ３０．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ ３１．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ ３２．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ ３３．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ ３４．建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □ ３５．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ ３６．その他 理由： □ **３７．建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育（該当があればチェック。）**	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●施工管理関係 □ ３８．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ ３９．建築工事で出来形管理等に関する工夫 □ ４０．施工計画書及び写真管理等の工夫 □ ４１．出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 □ ４２．ＣＡＤ、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □ ４３．その他 理由：		□ □ □ □ □ □			
		●その他 □ ４４．週休２日制モデル工事に取り組み　次の現場閉所を達成した。 理由：４週８休（閉所率２８．５％）以上 □ ４５．その他 理由： □ ４６．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：**0点** ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】				

※１．創意工夫においては「４．工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当課内での担当・総括の監督職員による合議を原則として記述する。
※５．「４．工事特性」との二重評価はしない。

別紙－２①　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	□ 工程管理が非常に優れている	□ 工程管理がやや優れている	■ 他の事項に該当しない	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- □ 災害の発生または施工条件の変更等による工期的な制約があるにも係らず、工期内に工事を完成させた。
- □ 近接工事等と積極的な工程調整を行い、問題の発生を回避した。
- □ 地元調整を積極的に行い、問題の発生も少なく、工期内に工事を完成させた。
- □ 作業員等の代休等を確保するなど、適切な労務管理と工程管理によって、工事が進捗した。
- □ 配置技術者等の積極的な工程管理によって工事が進捗した。
- □ 「施工プロセスチェック」において、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　５項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　１項目程度以上評価
- ○ d　工程管理がやや不備である
- ○ e　工程管理が不備である

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－２②　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	□ 安全対策が非常に優れている	□ 安全対策がやや優れている	■ 他の事項に該当しない	□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止活動に積極的である。
- ☐ 安全協議会を設置し、組織的に取り組んでいる。
- ☐ 他の現場にない特色のある安全衛生管理活動に取り組んでいる。
- ☐ 安全管理に関する新技術を取り入れるなど、創意工夫に取り組んでいる。
- ☐ 近接工事と連携した安全管理活動を提案するなど、リーダーシップを発揮している。
- ☐ 安全職場実現への取り組みが評価できる。
- ☐ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　１項目程度以上評価
- ○ d　安全対策がやや不備である
- ○ e　安全対策が不備である

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－２③　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□ 地域への貢献が非常に優れている	□ 地域への貢献がやや優れている	■ 他の事項に該当しない		

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- □ 河川・池沼等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- □ 公園、山間地または希少動植物等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- □ 作業現場と周辺地域との調和を図るため、環境及び景観に関する計画を立て、具体的に実施した。
- □ 工事の情報提供を定期的に行い、地域との調和を図った。
- □ 道路等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- □ 災害時等の地域への救援活動を計画した。または災害等発生時の救援活動に協力した。
- □ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　２項目程度以下評価

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。
※３．環境保全活動は、**施工範囲及び土砂・資材等運搬経路を除く地域を対象**とする。

別紙－２④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（工事共通用500～5000万円以下）

（総括監督職員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
８．法令遵守等	

●下記事項は、当該工事契約期間中の事案を対象とする。なお、当該事案が工事引渡し後に確認されたときは、再評定を行うことができる。

措置内容	措置点数		総合点数
□ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、３回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）			
●1回目の措置について（下記の該当項目を１つ選択すること。**該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。**）			
○ １．指名停止３ヶ月以上	－２０点		0
○ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		0
○ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		0
○ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		0
○ ５．文書注意相当（上司に報告し、請負者に書面で通知した事案）	－８点		0
○ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案）	－５点		0
○ ７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）※６．に該当しない事案	－３点		0
◉ ８．該当項目なし			
●２回目の措置あり（下記の該当項目を１つだけ選択すること、**複数選択しない。１回目を必ず選択しておくこと。**）			
□ １．指名停止３ヶ月以上			0
□ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満			0
□ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満			0
□ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満			0
□ ５．文書注意相当（以下、５、６，７は上段の５，６，７と同様の取扱いとする）			0
□ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案）			0
□ ７．不問（６．に該当しない事案）			0
		減点	**0点**

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

※下表を必ず参照すること。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
６．建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
１０．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
１５．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
１６．その他(例：法令等で義務付けられている標識の公衆への掲示を行わなかった。）
理由：

別紙－３①　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 施工管理が優れている	□ 施工管理がやや優れている	□ 他の事項に該当しない	□ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

「評価対象項目」

- ☐ ☐ 工事請負契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書の照査**を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
- ☐ ☐ 施工計画と現場施工方法が一致している。
- ☐ ☐ 工事材料の検収及び資料整理が行われ、適切に管理されている。
- ☐ ☐ 品質確保のための対策など施工に関する工夫が見られる。
- ☐ ☐ 工事材料等の見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。
- ☐ ☐ **段階確認**、工場検査等の資料提出及び立会の申請が適切な時期に行われている。
- ☐ ☐ 施工管理のための対策に工夫が見られる。
- ☐ ☐ **建設リサイクル法**、廃掃法に基づく資料の整備が適切である。
- ☐ ☐ **建設業退職金共済制度**の主旨を作業員等に説明し、証紙配付状況が**証紙購入状況報告書**（写）及び**完了実績報告書**（写）で確認できる。
- ☐ ☐ 作業分担と責任の範囲が確認でき、現場とも一致している。
- ☐ ☐ **施工計画書**が工事着手前の契約後**３０日以内に提出**され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- ☐ ☐ **施工体制台帳、施工体系図**が整備され、**建設業許可、施工体系図、労災保険成立票**その他必要な標識が現場に掲示されている。
- ☐ ☐ 施工計画書と現場施工体制が一致している。
- ☐ ☐ 品質証明体制が確立され、資料等が確認できる。
- ☐ ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、工事着手前に**変更計画書**を提出している。
- ☐ ☐ 工事に必要な書類が整備されている。
- ☐ ☐ **自社独自の管理基準等**を作成し、管理している。
- ☐ ☐ **下請（二次下請以下含む）の施工体制、施工状況を把握**し、適切に指導している。

☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
☐ 設計図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－３②　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	●土木、建築工事共通	「評価対象項目」 □□ 出来形管理図及び管理表もしくは**完成図書等が適切に整備**されている。 □□ 出来形の測定において、主要部の形状、寸法等及び不可視部分の状況が写真で的確に確認できる。 □□ **自社独自の施工管理基準等**を設定し、適切に管理している。 □□ **自社独自の写真管理基準等**を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □□ 出来形の**形状、寸法**が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（**土木工事**） □□ 出来形の**性能、機能**が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（**電気・機械設備**） □□ 出来形管理図及び管理表または**完成図書等と現地の状況が概ね一致**している。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当すれば…d	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば…e

※１．自社独自の管理基準とは、**埼玉県の基準を上回る、請負者自らが作成した基準**をいう。
※２．自社独自の基準があって、管理方法が適切である。また記録や撮影の方法に工夫が見られる場合は、左右のチェックボックスに✔を入れる。また適切でない。
　　工夫が見られない場合は、✔を入れない。
※３．自社独自の基準がない場合は、管理方法が適切で、記録や撮影の方法に工夫が見られる場合であっても、左右のチェックボックスに✔を入れない。

別紙－３③-1　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ 品質 総合評価	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	●土木、建築工事共通 ●どちらかを選択	○ 最大３工種にて評価（選択した考査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考査項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数　－ 評価の対象項目とした数　－ 比率 ●該当しないシートは評価しないこと。該当する考査項目運用表を下欄から必ず選択。 ◉ 主たる１工種だけで評価（選択した考査項目運用表を下記に必ず入力。以降の該当するシートに評価内容を入力。） 評価項目のうちチェックをした数　－ 評価の対象項目とした数　－ 比率 エラー：下欄項目選択なし確認！ ●該当しないシートは評価しないこと。該当する考査項目運用表を下欄から必ず選択。 □ ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 または、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張等にｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸはなく、発生したｸﾗｯｸには適切な処置を行っている。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 ●下欄で選択したシート以外のシートをチェックしても■とはならない。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		最大３工種にて評価 ※１項目しか工種を選択していなくても率で評価するので注意 主たる１工種だけで評価	評価項目のうちチェックをした数　－ 評価の対象項目とした数　－ 比率 評価項目のうちチェックをした数　－			

●考査項目運用表を下記から必ず選択しチェックすること。（チェックしないと工事成績採点表に反映されない。）

- □ ①コンクリート構造物工事
  - 法面工事
  - 鋼橋工事
- □ ②舗装工事
- □ ③維持修繕工事
  - 機械設備工事（土木「農集排」）
- □ ④電気設備照明設備その他類似工事
- □ ⑤建築工事（土木「農集排他」）
- □ ⑥植栽工事
  - 標識（案内・警戒・ミラー）
- □ ⑦塗装工事
  - 区画線等設置工事
  - 砂防構造物工事
  - 海岸工事
  - トンネル工事
- □ 土工事(盛土,築堤)
  - 切土工事
  - 護岸・根固・水制工事(河川・樋管)
  - 地滑り防止工事(集水井戸含)
  - 基礎工工事（地盤改良含）
  - コンクリート橋工事（ＰＣ,ＲＣ）
  - 防護柵工事(網)
  - 通信設備受変電設備その他類似工事
- □ ⑧建築工事（新築）
- □ ⑨建築工事（改修）
- □ ⑩電気設備工事（建築）
  - 暖冷房衛生設備工事
- □ ⑪二次製品構造物
  - 補強土壁工事
- □ 共同溝シールド工事
- □ ⑫下水道工事
  - 管水路工事(土地改良事業等)
  - 電線共同溝工事（管路布設段階）
- □ 仮設工工事
  - フィルダム・ため池工事
  - 柵工、筋工、伏工工事
- □ 土工事（区画整理、農地造成）
  - 電気通信設備（農林事業）
- □ 施設機械設備（用排水ポンプ・構成付属設備）
  - 施設機械設備（除塵設備・構成付属設備）
- □ 水管橋(上・下水道・農集排の圧送)
- □ 林道土工工事
- □ 木材木製品工事
  - ほ場整備工（整地工等、暗渠排水工）
- □ ⑬上水道工事
  - その他の工事合併工事

注意　1. 下記シートの番号と色（緑と青）は、上記と合わせてあります。
2. 選択したシートを黄色に変えておくと、後でシートが探しやすい。

別紙－３③-2　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	コンクリート構造物工事 （橋台・橋脚・水路その他現場打構造物）	「評価対象項目」 □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。 □ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 □ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。 □ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ●総合評価のシートで対応 ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸがなく、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	コンクリート構造物工事	□ コンクリート構造物の肌が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-5　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>舗装工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【路床・路盤工関係】
┌┐ 施工に先立ち、ＣＢＲ試験または密度試験等(砂置換）を適時、適切に行っていることが確認できる。
┌┐ 路床・路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っていることが確認できる。

【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】
┌┐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われている。またはＡｓ混合物事前審査制度報告書で規格等が確認できる。
┌┐ 混合物のﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時（一次、二次転圧）の温度管理が適切であることが確認できる。
┌┐ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場では、開放温度を確認した上で交通開放を行っている。
┌┐ 舗装の各層（２層以上）の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。
┌┐ 既設舗装切断面、構造物等との目地及び路肩部等の端部処理が適切である。
┌┐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（舗設温度に適した締固め方法等）を行っている。

【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】
┌┐ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
┌┐ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
┌┐ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間､打設方法、養生方法等を適切に行っている。
┌┐ ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ
舗装工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌┐ 舗装の平坦性が良い。（布堀等の舗装は目視による。機械施工は平坦性試験「幅員２．５ｍ以上連続」による）
┌┐ 構造物の通りが良い。
┌┐ 端部処理が良い。
┌┐ 構造物へのすりつけ等が良い。
┌┐ 雨水処理が良い。（縦横断勾配）
┌┐ 全体的な美観が良い。（油脂等の付着がない）</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-6　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>維持修繕工事</td><td colspan="2">「評価対象項目」
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由
□□ 理由</td><td>品質管理項目がない工事。（c評価）
●適用しない。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
維持修繕工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">□□ 小構造物等にも細心の注意が払われている。
□□ きめ細かな施工がなされている。
□□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□□ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-8　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 （土木） 道路照明灯 汚水処理施設 人孔内ポンプ	「評価対象項目」 □ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 □ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 □ **部品の品質、性能**が証明書等で確認でき、満足している。 □ **機器の品質、機能、性能**が**成績書等**で**確認**でき、満足している。 □ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □ **製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施**され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 □ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 （土木）	□ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 □ 構造物とのすりつけが良い。 □ 製作上の補修痕跡がない。 □ 全体的な取扱いがしやすい。				

別紙－３③-9　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	建築工事 （土木関連） 汚水処理施設等	「評価対象項目」 □ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 室内の塵芥処理等が適切に行われ､納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	建築工事 （土木関連）	□ □ 建築物の通り、形状が良い。 □ □ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 □ □ 機能面での配慮が適切である。 □ □ 防水の納まりが良好である。 □ □ 建具の取り付け、作動が良い。 □ □ 関連工事との取り合いが良い。 □ □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-10　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び
出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>植栽工事
公園、道路植栽</td><td colspan="3">「評価対象項目」
┌ ┌ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)等の必要な試験を実施し施工に反映している。
┌ ┌ 活着管理が適切に行われている。
┌ ┌ 樹木等に損傷､はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。
┌ ┌ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。
┌ ┌ 余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れが行われている。
┌ ┌ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>植栽工事</td><td colspan="3">┌ ┌ 樹木の活着状況が良い。
┌ ┌ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
┌ ┌ 支柱の取り付けが堅固である。
┌ ┌ 植栽帯の全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-12　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	塗装工事 （工場塗装を除く）	「評価対象項目」 □ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） □ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 □ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 □ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 □ 塗膜に有害な付着物がない。 □ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部までできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-25　　（工事共通用500～5000万円以下）　　# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（新築）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（躯体工事）
┌┌ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
┌┌ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
┌┌ 材料の品質証明が適切である。
┌┌ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
┌┌ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
┌┌ 不可視部分の写真記録が適切である。
（仕上工事）
┌┌ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
┌┌ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
┌┌ 材料の品質証明が適切である。
┌┌ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
┌┌ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。

該当項目があれば…d</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。

該当項目があれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

建築工事
（新築）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┌ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
┌┌ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。
┌┌ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
┌┌ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。
┌┌ 外構を含め全体的な美観が良好である。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-26　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（改修）	「評価対象項目」 ┌┌ 品質管理方法が明確である。 ┌┌ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ┌┌ 材料の品質証明が適切である。 ┌┌ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ┌┌ 品質・形状が適切で良好な施工である。			┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	建築工事（改修）	┌┌ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ┌┌ 既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ┌┌ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ┌┌ 仕上がりの状態が良好である。				

別紙－３③-27　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
┌┌ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
┌┌ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
（施工）
┌┌ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
┌┌ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
┌┌ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
┌┌ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
┌┌ 不可視部分の写真記録が適切である。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。

該当項目があれば…d</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。

該当項目があれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">┌┌ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
┌┌ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。
┌┌ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
┌┌ 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。
┌┌ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-29　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>二次製品構造物</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┐ 材料の品質規定証明書が整備されている。
┌┐ ＪＩＳ規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
┌┐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
┌┐ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。
┌┐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
【擁壁類（補強土擁壁は除く）】
┌┐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。
┌┐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。
┌┐ 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。
┌┐ 端部における地山とのすりつけが適切である。
┌┐ 丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。
┌┐ コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。
【用排水施設】側溝、ボックスカルバート、柵渠等
┌┐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
┌┐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。
┌┐ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
┌┐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。
┌┐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。
┌┐ 継目部の目地モルタルの欠落、またはパッキンのはみ出し等がなく、適切に施工されている。
┌┐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。
┌┐ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。</td><td>┌┐ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌┐ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
二次製品構造物</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┐ 構造物の通りがよい。
┌┐ 材料の連結、かみ合わせがよい。
┌┐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
┌┐ クラックがない。
┌┐ 漏水がない。
┌┐ 土工の仕上げが良い。
┌┐ 全体的な美観が良い</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-33　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>下水道工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。
┌┌ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。
┌┌ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。(配合試験報告書に基づく)
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。（人孔インバート等）
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┌ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
【開削工】
┌┌ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。
┌┌ 本管、取付管の吊り込み、据付けが適切であり、その状況が確認できる。
┌┌ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。
【推進工】
┌┌ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
┌┌ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
┌┌ 推進作業等がデータで確認できる。
┌┌ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。（薬液注入量等）
【シールド工】
┌┌ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
┌┌ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
┌┌ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
┌┌ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。
┌┌ シールド推進作業等がデータで確認できる。
┌┌ 裏込め注入状況がデータで確認できる。
┌┌ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。（薬液注入量等）</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ
下水道工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">┌┌ 管の通りがよい。
┌┌ 漏水がない。（管の内外）
┌┌ クラックがない。
┌┌ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。
┌┌ マンホールのインバートの仕上げが良い。
┌┌ 残土等は適切に処理されている。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-47　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>上水道工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 管渠、消火栓、弁筺等の規格、品質が品質証明書等で確認できる。
┌┌ 材料の荷降ろし及び据付けが適切であり、材料の品質管理状況が確認できる。
┌┌ 管渠の接合状況が適切であり、確認できる。
┌┌ 管渠の耐圧試験が立合いの上、適時、適切に行われたことが確認できる。
┌┌ 管渠、消火栓、弁筺等の検収状況及び材料保管状況が適切であることが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
上水道工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌┌ 管渠の通りが良い。
┌┌ 弁筺等の傾き、ズレ及び周辺地盤との段差がなく、仕上げがよい。
┌┌ 管渠等の材料に、キズ、さび、クラック、塗料のタレがない。
┌┌ 通水後の管渠等に漏水がない。
┌┌ 全体的な美観がよい。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-43　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>水管橋(鋼材)

（上・下水道・集落排水工事に適用）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┐ 材料の荷降ろし及び組立が適切であり、品質管理状況が確認できる。
┌┐ 材料の品質及び形状が設計図書等と一致しており、品質証明書等により確認できる。
┌┐ 管渠等の施工が作業マニュアルに従って行われていることが確認できる。
┌┐ 管渠等の据付位置及び高さが設計図書、特記仕様書等と一致していることが確認できる。
┌┐ ボルトの折れ、ナットの緩みがなく、締め付けが適切に行われている。
┌┐ 部品の取付、溶接等の施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
┌┐ その他
理由：</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ

水管橋（本体）

（上・下水道・集落排水工事に適用）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌┐ 材料の表面に傷、錆、補修個所等がない。
┌┐ 溶接、塗装、組立の均一性が良い。
┌┐ 継手等からの漏水がない。
┌┐ 管渠等、コンクリート構造物に傾き、変形等の異状がない。
┌┐ 管渠の通りがよい。
┌┐ コンクリート構造物に角欠け、クラックがない。
┌┐ コンクリート構造物の通り、肌、天端仕上げ、端部仕上げがよい。
┌┐ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-4　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
（RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【工場製作関係】
┌┌ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
┌┌ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
┌┌ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
┌┌ 素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
┌┌ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。

【架設関係】
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。
┌┌ 支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及びﾓﾙﾀﾙ付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>鋼橋工事
（RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）</td><td colspan="3">┌┌ 表面に補修箇所がない。
┌┌ 部材表面に傷、錆がない。
┌┌ 溶接に均一性がある。
┌┌ 塗装に均一性がある。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-3　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>法面工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共通】
┌┌ 施工基面が平滑に仕上げられている。

【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】
┌┌ 土壌試験を実施し、施工に反映している。
┌┌ ﾈｯﾄ等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。
┌┌ 吹付け厚さが均等である。
┌┌ 吹付け厚さによって、必要な場合２層以上に分けて行っているのが確認できる。

【ｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】
┌┌ 金網等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。
┌┌ 吹付け厚さが均等である。
┌┌ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┌ 跳ね返り材料が適切に処理されている。

【現場打法枠工関係】
┌┌ アンカーの施工長さが確認できる。
┌┌ 現場養生が適切に行われている。
┌┌ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┌ 枠内に空隙がないことが確認できる。
┌┌ 層間にはく離がないことが確認できる。
┌┌ 跳ね返り材料が適切に処理されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ
法面工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┌ 通りが良い。
┌┌ 植生、吹付等の状態が均一である。
┌┌ 端部処理が良い。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-7　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	機械設備工事（土木） 道路照明灯 汚水処理施設等 人孔内ポンプ	「評価対象項目」 □□ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 □□ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 □□ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 □□ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 □□ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □□ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □□ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 □□ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 □□ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	機械設備工事（土木）	□□ 仕上り状態が良く、全体的な美観に優れている。 □□ 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 □□ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 □□ 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 □□ 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。				

別紙－３③-11　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>☐ 品質管理が適切である。</td><td>☐ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>☐ 他の項目に該当しない。</td><td>☐ 品質管理がやや不備である。</td><td>☐ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>標識
（カーブミラーを含む）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
☐ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
☐ 材料の材質、規格等が設計図書等と一致しており、品質証明書等で確認できる。
☐ 材料の保管状況及び建て方が適切である。</td><td>☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>☐ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>☐ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>標識
（カーブミラーを含む）</td><td colspan="4">☐ 支柱に傾きがない。
☐ 標識板の向き、傾き、角度及び反射シートの貼付が適切である。
☐ 標識板、支柱にキズ、錆び、塗料のタレがない。
☐ 支柱基礎の傾き等がなく、埋め戻し等が入念に施工されている。
☐ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-17　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>土工事
（盛土，
築堤等工事）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。
□ 段切り等が施工前に適切に行われている。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。
□ 締固めを適切な条件で施工している。
□ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。
□ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。
□ 土羽土の土質が適正である。
□ ＣＢＲ試験等を行っている。
□ 法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

土工事
（盛土，
築堤等工事）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 端部処理が良い。
□ 構造物へのすりつけ等が良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-18　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>切土工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。
□ 段切り等が施工前に適切に行われている。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工している。
□ 締固めを適切な条件で施工している。
□ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。
□ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。
□ 土羽土の土質が適正である。
□ ＣＢＲ試験等を行っている。
□ 法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がない。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
切土工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 規定された勾配が確保されている。
□ 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。
□ 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。
□ 施工面の木根等が確実に施工されている。
□ 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。
□ 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。
□ 残土等は適切に処理されている。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-13　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	区画線等設置工事	「評価対象項目」 □ □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 □ □ ﾍﾟｲﾝﾄ式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が10%程度以下である。 □ □ 塗料の空缶管理が確認できる。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	区画線等設置工事	□ □ 塗料の塗布が均一である。 □ □ 視認性が良い。 □ □ 接着状態が良い。 □ □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-19　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>護岸・根固・水制工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 施工基面が平滑に仕上げられている。
□ 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。
□ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。
□ 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。
□ 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。
□ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。
●総合評価のシートで対応
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張等にｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸはなく、発生したｸﾗｯｸには適切な処置を行っている。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>護岸・根固・水制工事</td><td colspan="3">□ 通りがよい。
□ 材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。
□ 天端、端部の仕上げがよい。
□ 既設構造物とのすりつけがよい。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-20　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>地滑り防止工事
（集水井戸工事を含む）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┌ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
┌┌ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。
┌┌ 地山との取り合わせが適切に行われている。
┌┌ 鉄筋または鋼材の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。

【砂防構造物工事に適用】
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
┌┌ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
┌┌ 施工基面が平滑に仕上げられている。
┌┌ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
┌┌ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
┌┌ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。
┌┌ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。
┌┌ 集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。

●総合評価のシートで対応
ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸが無く、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

地滑り防止工事
（集水井戸工事を含む）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌┌ 地山との取り合いが良い。
┌┌ 天端、端部の仕上げが良い。
┌┌ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-21　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>基礎工工事
（地盤改良等を含む）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】
┌┌ 杭に損傷及び補修痕がない。
┌┌ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
┌┌ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。
┌┌ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
┌┌ 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に２ｍ以上入れて施工していることが確認できる。
┌┌ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。
┌┌ ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。
┌┌ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>基礎工工事
（地盤改良等を含む）</td><td colspan="4">┌┌ 土工関係の仕上げが良い。
┌┌ 通りが良い。
┌┌ 端部、天端仕上げが良い。
┌┌ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-22　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	コンクリート橋工事（ＰＣ及びＲＣを対象） （現場施工） （工場製作桁を含む）	「評価対象項目」 【共　通】 □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠、支保工の取り外し時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度を適正に管理されている。 □ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。 □ 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。 □ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 □ ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理（ストレスを加える際の方法）が適切に行われている。 □ 装置（機器）のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝ（偏りの補正）が実施されている。 □ 緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されている。 □ ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 □ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 ●総合評価のシートで対応 ｸﾗｯｸがある場合、有害又は進行性のｸﾗｯｸが無く、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	コンクリート橋工事 （現場施工） （工場製作桁を含む）	□ コンクリート構造物の肌が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-23　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	防護柵工事(網) （ガードレール フェンス、網）	「評価対象項目」 ┌ ┌ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ┌ ┌ 材料の材質、規格等が設計図書等と一致しており、品質証明書等で確認できる。 ┌ ┌ 材料の保管状況及び建て方が適切である。			┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。	┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	防護柵工事(網) （ガードレール フェンス、網）	┌ ┌ レール・ビーム、ネット等の通りが良い。 ┌ ┌ 支柱等の傾き、レール等の折れがなく、キャップ等の端部処理が良い。 ┌ ┌ 材料表面にキズ、錆び、塗料のタレがない。 ┌ ┌ 既設構造物等へのすりつけが良い。（隙間がない） ┌ ┌ きめ細やかな施工がなされている。 ┌ ┌ 全体的な美観が良い。				

別紙－３③-24　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事
その他類似工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
┌┌ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 単体品（材料・部品組立後）の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。ただし、ＪＩＳ及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。
┌┌ 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書が整備されている。
┌┌ 設備全体としての運転性能（工場及び現地試験結果）がよく、所定の能力を満足している。
┌┌ 完成図書において、設備の機能（性能）が容易に判別できる資料等が整備されている。
┌┌ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>通信設備工事
受変電設備工事
その他類似工事</td><td colspan="3">┌┌ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
┌┌ 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。
┌┌ 構造物とのすりつけが良い。（設置状況）
┌┌ 製作上の補修痕跡がない。
┌┌ 全体的な取扱いがしやすい。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-28　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>暖冷房衛生設備工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
（施工）
□ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

該当項目があれば…d</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。

該当項目があれば…e</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

暖冷房衛生設備工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">□ □ きめ細かな施工がなされている。
□ □ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良くとれた仕上がりである。
□ □ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。
□ □ 暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている。
□ □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-36　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>仮設工工事

（矢板、覆工板）
（下水道、建築等に適用）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。
┌┐ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。
┌┐ 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している。
┌┐ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。
┌┐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ

仮設工工事

（矢板、覆工板）
（下水道、建築等に適用）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┐ 土留め材、鋼矢板・親杭の通りが良い。
┌┐ 覆工板にがたつきがない。
┌┐ 土留め材、鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。
┌┐ 床付け面の仕上げがよい。
┌┐ 全体的な美観が良い。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙－３③-41　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>施設機械設備
（用排水ポンプ
・構成付属設備）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□ □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
□ □ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
□ □ 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。
□ □ 配電盤類の動作試験は正常に動作した。
□ □ 電線類の接続部が適切に処理されている。
□ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□ □ シーケンスに従い正常に動作した。
□ □ ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
□ □ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。
□ □ 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。
□ □ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ

施設機械設備
（用排水ポンプ
・構成付属設備）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">□ □ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。
□ □ 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。
□ □ 製作上の補修痕跡がない。
□ □ 全体的な取扱いがしやすい。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙－３③-44　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>林道土工工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
┌┌ 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に漉き取り、適切な場所に搬出している。
┌┌ 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。
┌┌ 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。
┌┌ 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。
┌┌ 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。
┌┌ 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。
┌┌ 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。
┌┌ 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。
┌┌ 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
林道土工工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┌ 切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
┌┌ 盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。
┌┌ 道路の形状（綿形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝）がよい。
┌┌ 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。
┌┌ 土工の仕上げがよい。
┌┌ 全体的な美観が良い。
┌┌ 残土処理等が適切である。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-45　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┐ 木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されている。
┌┐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
┌┐ 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。
┌┐ 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。
┌┐ 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。
┌┐ 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">┌┐ 通りがよく、バランスが保たれている。
┌┐ 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。
┌┐ 形状・寸法等が確保され統一性が良い。
┌┐ コンクリート構造物へのすり付け等がよい。
┌┐ 地山への密着性が確保され仕上げがよい。
┌┐ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-48　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質管理がやや不備である。	□ 品質管理が不備である。
	その他の工事 又は 合併工事	「評価対象項目」 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由			┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。	┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。
	Ⅲ．出来ばえ	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 他の事項に該当しない場合	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
	その他の工事 又は 合併工事	┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由 ┌ ┌ 理由				

別紙－３③-14　　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>砂防構造物工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌┌ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
┌┌ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。
┌┌ 地山との取り合わせが適切に行われている。
┌┌ 鉄筋または鋼材の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。

【砂防構造物工事に適用】
┌┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
┌┌ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
┌┌ 施工基面が平滑に仕上げられている。
┌┌ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
┌┌ ﾎﾞﾙﾄの締付機、測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施している。

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
┌┌ ｱﾝｶｰが設計図書どおり施工してあることが確認できる。
┌┌ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。
┌┌ ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。
┌┌ 集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。

●総合評価のシートで対応
ｸﾗｯｸがある場合、進行性又は有害なｸﾗｯｸが無く、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>砂防構造物工事</td><td colspan="3">┌┌ コンクリート構造物の肌が良い。
┌┌ コンクリート構造物の通りが良い。
┌┌ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
┌┌ クラックがない。
┌┌ 漏水がない。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-15

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>海岸工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
┌┐ 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。
┌┐ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。
┌┐ コンクリートの現場養生が該当現場の供試体であることが確認できる。
┌┐ コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。
┌┐ コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
┌┐ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>海岸工事</td><td colspan="4">┌┐ コンクリート構造物の肌が良い。
┌┐ コンクリート構造物の通りが良い。
┌┐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
┌┐ クラックがない。
┌┐ 漏水がない。
┌┐ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-16

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>トンネル工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
┌ ┌ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
┌ ┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。
┌ ┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
┌ ┌ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等行っている。
┌ ┌ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
┌ ┌ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。
┌ ┌ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。
┌ ┌ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
┌ ┌ 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。
┌ ┌ 吹付ｺﾝｸﾘｰﾄは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。
┌ ┌ 吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。
┌ ┌ ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。
┌ ┌ 逆巻の場合、側壁ｺﾝｸﾘｰﾄとｱｰﾁｺﾝｸﾘｰﾄの打継目が同一線上にないことが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル工事</td><td colspan="4">┌ ┌ コンクリート構造物の肌が良い。
┌ ┌ コンクリート構造物の通りが良い。
┌ ┌ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
┌ ┌ クラックがない。
┌ ┌ 漏水がない。
┌ ┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-30

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>補強土壁工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌ ┌ 盛土材料の土質が適正である。
┌ ┌ 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。
┌ ┌ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料より的確に確認できる。
┌ ┌ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
┌ ┌ 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ
補強土壁工事</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌ ┌ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。
┌ ┌ 基礎上面の平坦性が良い。
┌ ┌ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
┌ ┌ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。
┌ ┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-32

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>共同溝シールド工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。
┌┌ 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。
┌┌ シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。
┌┌ セグメントの品質が、工場管理資料より的確に確認できる。
┌┌ 不可視部分の写真記録が適正である。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>共同溝シールド工事</td><td colspan="4">┌┌ ＲＣセグメントの割れ・カケがない。
┌┌ 継ぎ手面の防水が確実になされている。
┌┌ セグメント間の目違い、段差が少ない。
┌┌ ボルトの締め付け状況がよい。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-34

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>管水路工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 材料の品質規定証明書が整備されている。
┌┌ 中心線の通りがよい。
┌┌ 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。
┌┌ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。
┌┌ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。
┌┌ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
┌┌ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>管水路工事</td><td colspan="4">┌┌ 管の通りがよい。
┌┌ 管内面塗装に補修痕等がない。
┌┌ 小構造物にも細心の注意が払われている。
┌┌ 管から漏水がない。
┌┌ クラックがない。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-35

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電線共同溝工事
（管路布設段階）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌ ┌ 床付面の地耐力が資料により確認できる。
┌ ┌ 床付面の目視及び平坦性が資料により確認できる。
┌ ┌ 管路の形状及び外観を目視及び打音より的確に実施されていることが資料により確認できる。
┌ ┌ 管路（上記以外）の品質が、工場管理資料より的確に確認できる。
┌ ┌ 管路の導通試験を実施しているか確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>電線共同溝工事
（管路布設段階）</td><td colspan="4">┌ ┌ 管路の割れ・カケがない。
┌ ┌ 継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。
┌ ┌ 管路間の目違い、段差が少ない。
┌ ┌ 管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況がよい。
┌ ┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-37

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>フィルダム
・ため池工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 材料の品質規定証明書が整備されている。
┌┌ 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。
┌┌ 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。
┌┌ 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。
┌┌ 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。
┌┌ 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。
┌┌ 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。
┌┌ 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。
┌┌ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおりに施工していることが確認できる。
┌┌ コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。
┌┌ 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことが確認してから施工していることが確認できる。
┌┌ 旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>フィルダム
・ため池工事</td><td colspan="3">┌┌ 土工の仕上げがよい。
┌┌ 土工の通りがよい。
┌┌ 土工の構造物へのすりつけがよい。
┌┌ 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。
┌┌ コンクリート構造物の肌がよい。
┌┌ コンクリート構造物の通りがよい。
┌┌ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。
┌┌ クラックがない。
┌┌ 漏水がない。
┌┌ 施設の通りがよい。（排水側溝、フェンス等）
┌┌ 全体的な美観がよい。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-38

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>柵工、筋工、伏工工事</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 材料の品質規定証明書が整備されている。
┌┌ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。
┌┌ 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。
┌┌ 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。
┌┌ 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
┌┌ 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
┌┌ 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。
┌┌ 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>柵工、筋工、伏工工事</td><td colspan="4">┌┌ とおりがよい。
┌┌ 材料の連結、かみ合わせがよい。
┌┌ 構造物へのすりつけがよい。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-39

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>土工事（区画整理、農地造成）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
┌┌ 仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。
┌┌ 雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。
┌┌ 表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されている。
┌┌ 造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を余裕もって満足している。
┌┌ 道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を余裕をもって満足している。
┌┌ 土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。
┌┌ 畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を余裕をもって満足している。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>土工事（区画整理、農地造成）</td><td colspan="3">┌┌ 切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
┌┌ 整地、均平の仕上げがよい。
┌┌ 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。
┌┌ 構造物へのすりつけがよい。
┌┌ 植生、吹き付け等の状態が均一である。
┌┌ 排水路の通りが良い。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-40　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気通信設備
（農林事業）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
┌┐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┐ 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┐ 設備の機能が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┐ 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。
┌┐ 配電盤類の動作試験は正常に動作した。
┌┐ シーケンスに従い正常に動作した。
┌┐ 盤内機器等の性能検査表が整備されている。
┌┐ 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。
┌┐ 電線類の接続部が適切に処理されている。
┌┐ ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
┌┐ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。
┌┐ 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ

電気通信設備
（農林事業）</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">┌┐ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。
┌┐ 公共物としての安全、 環境、 維持管理等への配慮が良い。
┌┐ 構造物へのすりつけがよい。
┌┐ 製作上の補修痕跡がない。
┌┐ 全体的な取扱いがしやすい。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-42　（工事共通用500～5000万円以下）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>施設機械設備
（除塵設備
・構成付属設備）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┌ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┌ 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┌ 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。
┌┌ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。
┌┌ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
┌┌ 電線類の接続部が適切に処理されている。
┌┌ 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>施設機械設備
（除塵設備
・構成付属設備）</td><td colspan="3">┌┌ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。
┌┌ 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。
┌┌ 製作上の補修痕跡がない。
┌┌ 全体的な取扱いがしやすい。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－３③-46

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質管理がやや不備である。</td><td>□ 品質管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>ほ場整備工
（整地工等
、暗渠排水工）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
┌┌ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
┌┌ 材料の品質規定証明書が整備されている。
┌┌ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
┌┌ 濁り等の防止に十分留意して施工している。
┌┌ 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。
┌┌ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。
┌┌ 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。
┌┌ 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。
┌┌ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。
┌┌ 用・排水路の法面のとおりがよい。
┌┌ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
┌┌ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。
┌┌ 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。
┌┌ 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。</td><td>┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。</td><td>□ 他の事項に該当しない場合</td><td>■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。</td><td></td></tr>
<tr><td>ほ場整備工
（整地工等
、暗渠排水工）</td><td colspan="3">┌┌ 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。
┌┌ 坪平度がよい。
┌┌ 土工の仕上げがよい。
┌┌ 土工のとおりがよい。
┌┌ 土工の構造物等のすりつけがよい。
┌┌ 用・排水路のとおりがよい。
┌┌ コンクリート構造物のとおりがよい。
┌┌ 全体的な美観が良い。</td><td></td><td></td></tr>
</table>